

定教第27号議案

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和7年10月21日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合及び県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく県立高等学校の学科改編に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について、所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則（昭和39年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立神奈川工業高等学校の項中

定 時 制 の 課 程 （ 夜 間 ）	機 械 科	を
	建 設 科	
	電 気 科	

定 時 制 の 課 程 （ 夜 間 ）	機 械 科	に改め、同表神奈川県立市ヶ尾高等学校の項の次に
	建 設 科	
	電 気 科	
単位制による定時制の課程（夜間）	普 通 科	
	機 械 科	
	電 気 科	
	建 設 科	

次のように加える。

神奈川県立青葉総合高等学校	全 日 制 の 課 程	普 通 科
	単位制による全日制の課程	総 合 学 科

別表第1 神奈川県立田奈高等学校の項及び神奈川県立麻生総合高等学校の項を削り、同表神奈川県立神奈川総合産業高等学校の項単位制による定時制の課程（夜間）の項中

総 合 学 科	を	普 通 科	に改め、同表神奈川県立西湘高等学校の項の次に次のように加える。
		総 合 学 科	

神奈川県立小田原北高等学校	全 日 制 の 課 程	普 通 科
		機 械 科
		電 気 科
		建 設 科
		デザイン科
	定時制の課程（夜間）	機 械 科
		電 気 科

別表第1 神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立田奈高等学校の項、神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る改正規定は令和8年4月1日から、同表神奈川県立麻生総合高等学校の項を削る改正規定は令和10年4月1日から施行する。

新旧対照表

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則

新			旧		
第1条・第2条（略） 別表第1 高等学校（第2条関係）			第1条・第2条（略） 別表第1 高等学校（第2条関係）		
学校名	課程等の別	学科	学校名	課程等の別	学科
(略)			(略)		
神奈川県立神奈川工業高等学校	全日制の課程	機械科	神奈川県立神奈川工業高等学校	全日制の課程	機械科
		建設科			建設科
		電気科			電気科
		デザイン科			デザイン科
	定時制の課程（夜間）	機械科		定時制の課程（夜間）	機械科
		建設科			建設科
		電気科			電気科
	単位制による定時制の課程（夜間）	普通科		(新設)	
		機械科			
		電気科			
		建設科			
(略)			(略)		
神奈川県立市ヶ尾高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立市ヶ尾高等学校	全日制の課程	普通科
神奈川県立青葉総合高等学校	全日制の課程	普通科	(新設)		
	単位制による全日制の課程	総合学科			
(削除)			神奈川県立田奈高等学校	全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
(削除)			神奈川県立麻生総合高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科
(略)			(略)		
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	単位制による全日制の課程	総合産業科	神奈川県立神奈川総合産業高等学校	単位制による全日制の課程	総合産業科

新			旧		
	単位制による定時制の課程（夜間）	普通科 総合学科		単位制による定時制の課程（夜間）	(新設) 総合学科
(略)			(略)		
神奈川県立西湘高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立西湘高等学校	全日制の課程	普通科
神奈川県立小田原北高等学校	全日制の課程	普通科	(新設)		
		機械科			
		電気科			
		建設科			
		デザイン科			
	定時制の課程（夜間）	機械科 電気科			
(削除)			神奈川県立小田原城北工業高等学校	全日制の課程	機械科 建設科 電気科 デザイン科
(略)			(略)	定時制の課程（夜間）	機械科 電気科
(略)			(略)		
(削除)			神奈川県立大井高等学校	全日制の課程	普通科
(略)			(略)		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
別表第3 (略)			別表第3 (略)		

神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合及び県立高校改革実施計画（Ⅲ期）に基づく県立高等学校の学科改編に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1（高等学校）の改正

(1) 項の追加：令和7年11月1日施行

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立神奈川工業高等学校	全日制の課程	機械科	
		建設科	
		電気科	
		デザイン科	
	定時制の課程（夜間）	機械科	
		建設科	
		電気科	
	単位制による定時制の課程（夜間）	普通科	(新設)
		機械科	
		電気科	
		建設科	
神奈川県立青葉総合高等学校	全日制の課程	普通科	(新設)
	単位制による全日制の課程	総合学科	
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	単位制による全日制の課程	総合産業科	
	単位制による定時制の課程（夜間）	普通科	(新設)
		総合学科	
神奈川県立小田原北高等学校	全日制の課程	普通科	(新設)
		機械科	
		電気科	
		建設科	
		デザイン科	
	定時制の課程（夜間）	機械科	
		電気科	

(2) 項の削除：令和8年4月1日施行

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立田奈高等学校	全日制の課程	普通科	神奈川県立青葉総合高等学校に再編 ・統合
神奈川県立小田原城北工業高等学校	全日制の課程	機械科	神奈川県立小田原城北高等学校に再編 ・統合
		建設科	
		電気科	
		デザイン科	
	定時制の課程（夜間）	機械科	
		電気科	
神奈川県立大井高等学校	全日制の課程	普通科	

(3) 項の削除：令和10年4月1日施行

学校名	課程等の別	学科	備考
神奈川県立麻生総合高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	神奈川県立青葉総合高等学校に再編 ・統合

3 施行期日

令和7年11月1日

ただし、神奈川県立田奈高等学校の項、神奈川県立小田原城北工業高等学校の項及び神奈川県立大井高等学校の項を削る改正規定は令和8年4月1日から、神奈川県立麻生総合高等学校の項を削る改正規定は令和10年4月1日から施行する。